

介護保険

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 149

7月上旬に、65歳以上の方(第1号被保険者)に令和5年度の介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。介護保険料は、3年ごとに各市区町村の介護サービスの供給量などを判断し決定します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように13段階に区分されます。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトで確認してください。

新しい介護保険負担割合証を送付します

7月中旬に、要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方全員に、負担割合(1〜3割)を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

現在持っている負担割合証の有効期限は7月31日(月)です。現在使っている負担割合証は自分で破棄するか、高齢福祉介護課にお持ちください。

8月1日(火)以降は、新しい負担割合証を提示してください。

新しい介護保険負担割合証を送付します

7月中旬に、要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方全員に、負担割合(1〜3割)を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

現在持っている負担割合証の有効期限は7月31日(月)です。現在使っている負担割合証は自分で破棄するか、高齢福祉介護課にお持ちください。

8月1日(火)以降は、新しい負担割合証を提示してください。

40〜64歳の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

更新は8月1日

対象 自己負担1割の方の世帯全員が市民税非課税の場合：保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。

そのほかの一部負担金軽減

所得が一定以下の場合や一部の疾病については、医療機関窓口での医療費の支払いが軽減される場合があります。詳しくは問い合わせてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

更新は8月1日

対象 自己負担1割の方の世帯全員が市民税非課税の場合：保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。

事前に申請してください

利用者の負担額の軽減制度

対象 住民税非課税世帯で次の全てにあてはまる方

- ▶年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ▶預貯金などの額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ▶日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ▶負担能力のある親族などに扶養されていないこと

介護保険料の滞納がないこと

対象 サービス

居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービスなど

※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限られます。

介護保険施設を利用する方は負担限度額認定の手続きを

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費は原則全額自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間 8月1日(または申請日の属する月の初日か転入日)〜翌年7月末

対象 次の(1)(2)の両方にあてはまる方

- (1)世帯全員が住民税非課税であること
- (2)本人および配偶者(同居・別居に関わらず)の預貯金などの資産の合計額が次の①〜④以下であること

- ①生活保護受給者・高齢福祉年金受給者：単身・1千万円以下、夫婦・2千万円以下
- ②課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円以下の方：単身・650万円以下、夫婦・1650万円以下
- ③課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方：単身・550万円以下、夫婦・1500万円以下
- ④課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が120万円超の方：単身・500万円以下、夫婦・1500万円以下

※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、必要書類など詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

引き続き負担限度額認定を利用する方は更新の手続きを

すでに「介護保険負担限度額認定証」を持っている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

問合せ

- 制度や保険料について：高齢福祉介護課介護保険係 144
- 要介護認定について：高齢福祉介護課介護認定係 146
- 保険料の納付について：納税課納税担当 179

【年間保険料の算出方法】

令和4・5年度の保険料率

保険料率は2年ごとに直直され、東京都内は均一です。令和5年度は前年度と同率です。

均等割額 被保険者 1人あたり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額* ×9.49%	=	年間保険料額 100円未満 切捨て(上限額 66万円)
----------------------------------	---	-------------------------------------	---	--------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除対象外)

更新は8月1日

対象 自己負担3割の方の世帯の後期高齢者医療被保険者全員の市民税課税所得が690万円未満の場合：保険適用の医療費の窓口負担額が軽減されます。

特定疾病の治療の負担軽減

対象 特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方：特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。詳しくは問い合わせてください。

保険料の軽減

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは決定通知書の案内文書を確認してください。

2割負担の方

次の①②の両方に該当する場合

- ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる
- ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が、200万円以上(被保険者が2人以上の場合は320万円以上)である

1割負担の方

同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合、または2割負担の条件①には該当するが②には該当しない場合は、住民税非課税世帯の方は1割負担に該当します。

そのほかの一部負担金軽減

所得が一定以下の場合や一部の疾病については、医療機関窓口での医療費の支払いが軽減される場合があります。詳しくは問い合わせてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

更新は8月1日

対象 自己負担1割の方の世帯全員が市民税非課税の場合：保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。

事前に申請してください

利用者の負担額の軽減制度

対象 住民税非課税世帯で次の全てにあてはまる方

- ▶年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ▶預貯金などの額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ▶日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ▶負担能力のある親族などに扶養されていないこと

介護保険料の滞納がないこと

対象 サービス

居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービスなど

※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限られます。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分〜午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。